

厚生労働省委託 若年技能者人材育成支援等事業

厚生労働省に認定された

ものづくりマイスター

IT マスター

を講師として派遣します！



〈ものづくりマイスター制度・IT マスター制度とは〉

平成 25 年に厚生労働省の委託事業として「若年者人材育成支援等事業」の一つとして「ものづくりマイスター制度」が創設されました。

この制度では、若年技能者の人材育成・確保を図る為、建設系及び製造系の職種について、優れた技能を有した技能者を「厚生労働省ものづくりマイスター」として認定し、中小企業や学校等において広く実技指導を行い、若年技能者の育成を支援しています。

そして、平成 28 年に新たに「IT マスター制度」が創設されました。

この制度では、IT リテラシーの強化や、将来の IT 人材育成に向けて、小学生から高校生にかけて段階的に情報技術に関する興味を喚起し、情報技術を使いこなす能力を身に付けさせるため「厚生労働省 IT マスター」として派遣し、講習等を実施します。

♡ かながわ技能振興コーナー (神奈川県職業能力開発協会)

神奈川県職業能力開発協会は、国や神奈川県と連携して、県内企業や団体などの従業員の職業能力の開発・向上を図るさまざまな事業を行うために職業能力開発促進法に基づいて設置された法人です。

例えば、こんな悩みはありませんか？

【企業の方の場合】

- ・新入社員が入ってきたので技能向上を図りたい。
- ・普段使用している社内設備を用いて教育をしてほしい。
- ・スキルアップのために外部講師を呼びたいが予算面で難しい。
- ・新しい機械を導入したが、社内のOJTだけでは困難。

【学校関係の方の場合】

- ・生徒のコンテスト等参加にあたり外部講師に指導してほしい。
- ・専門的なことを教えたいが、ノウハウを持ち合わせていない。
- ・生徒がものづくりを魅力に感じる機会を設けた
- ・IT関連の授業において専門家を呼びたい。

そんな悩みにもものづくりマイスターやITマスターが応えます！

【企業・専門高校の方】

- ・ものづくりマイスターやITマスターが指導をします！
- ・複数日の指導が可能です！
- ・自社内や学校の設備を使って指導を受けることができます！

【小中高等学校の方】

- ・ものづくりの魅力を身近に感じる講話や製作体験を実施します！
- ・ITに関する授業等を行うことができます！

講師謝金と材料費の一部を当協会が負担します！

- ・ものづくりマイスター、ITマスターの謝金と交通費は規定の範囲に基づき負担します！
- ・実技指導や製作体験に係る材料費の一部を負担します！（上限あり）



講師はどんな資格を持った人なの？

【ものづくりマイスター】

実務経験が15年以上あり、技能検定の特級・1級・単一等級の技能士等の方です。（詳細裏面）

【ITマスター】

実務経験が7年以上あり、情報処理技術者試験応用情報技術者試験に合格された方、又は技能検定のウェブデザイン1級の技能士の方です。（詳細裏面）

指導や体験の対象者は？

【実技指導】

中小企業の従業員、業界団体・事業主団体等により設立された認定職業訓練校、工業科、農業科等の専門高校等に所属している方で、原則として15歳から35歳未満の方が対象となります。

【体験(ものづくり・ITの魅力発信)の内容】

小中高校(専門高校は除く。)の児童、生徒及び教師並びに保護者の方が対象となります。

実技指導や体験の内容は？

【実技指導の内容】

技能検定2級・3級相当レベルの実技指導を行います。また、基礎的な実技指導を行う場合は、技能検定試験の課題や技能五輪全国大会の競技課題を用いて段階的に技能の向上が図れる内容となります。中小企業等は、最大で年間20回まで、工業高校等の専門校等は年回10回まで指導可能です。

【体験(ものづくり・ITの魅力発信)の内容】

小中高校(専門高校は除く。)の授業等にて、ものづくりやITの魅力を内容とする講義・体験・実技講習や、ものづくりマイスターが勤務する事業所の見学の実施を行います。

まずはお問い合わせください！ かながわ技能振興コーナー 技能向上コーディネーターがサポートします！

実技指導の活用事例

■中小企業

◆機械加工の基礎レベル習得

依頼元：横浜市内の中小企業

対象者：若手社員2名

指導内容：旋盤、フライス盤の加工技法の基礎及び
技能検定2級レベルの技能習得



■団体等

◆蒲鉾づくりの基本

依頼元：西湘地区の団体

対象者：組合員12名

指導内容：安全衛生・材料の準備方法・道具の使い方
三枚おろしの仕方 等



■専門高校

◆はんだ付けの基礎及び課題製作

依頼元：川崎市内の工業高校

対象者：生徒4名

指導内容：電子機器のはんだ付け基礎習得及び
課題製作



体験(ものづくり・ITの魅力発信)の活用事例

■小学校(ものづくり)

◆パティシエの仕事

依頼元：県央地区の小学校

対象者：生徒85名

内容：講師による講話及び実演とケーキ作り体験



■中学校(ものづくり)

◆貴金属装身具の仕事

依頼元：湘南地区の中学校

対象者：生徒24名

内容：実演を通して貴金属装身具の仕事を学ぶこと
及びシルバーストラップ製作の体験



■小学校(ITの魅力)

◆ロボットプログラミング体験

依頼元：厚木市内の小学校

対象者：生徒117名

内容：IT講話とロボットをタブレットを用いて
操作する体験



ものづくりマイスター

神奈川県で認定されたものづくりマイスター職種(全111職種中49職種)

職種番号	職種	職種番号	職種	職種番号	職種	職種番号	職種	職種番号	職種
001	造園	021	切削工具研削	046	和裁	072	かわらぶき	096	機械・プラント製図
006	金属熱処理	022	機械検査	052	家具製作	073	とび	097	電気製図
008	機械加工	024	機械保全	053	建具製作	074	左官	098	金属材料試験
009	放電加工	026	電子機器組立て	058	プラスチック成形	078	タイル張り	099	貴金属装身具製作
012	鉄工	027	電気機器組立て	061	石材加工	079	畳製作	100	印章彫刻
013	建築板金	028	半導体製品製造	062	パン製造	080	配管	101	表装
014	工場板金	029	プリント配線板製造	063	菓子製造	081	厨房設備施工	102	塗装
015	めっき	037	油圧装置調整	065	仏・洋・和・洋・和製造	083	鉄筋施工	104	広告美術仕上げ
017	溶射	044	婦人子供服製造	066	水産練製品製造	087	内装仕上げ施工	107	電気溶接
020	仕上げ	045	紳士服製造	070	建築大工	088	熱絶縁施工	平成30年4月現在	

ものづくりマイスターはこんな技能を持った方です。

◆認定要件◆

次の3つすべてに該当する高度な技能を有する方です。

- ① 技能検定の特級・1級・単一等級の技能士及び同等の技能を有する方、技能五輪全国大会の成績優秀者(上位3位まで)のいずれかに該当する方
- ② 実務経験15年以上ある方
- ③ 技能の継承や後継者の育成に関して意欲を持って活動する意思及び能力がある方

IT マスター

神奈川県で認定された
IT マスター職種(全5職種中3職種)

IT マスターはこんな技能を持った方です。

職種番号	職種
201	ウェブデザイン
202	IT ネットワークシステム管理
204	オフィスソフトウェア・ソリューション

平成30年4月現在

◆認定要件◆

次の要件に該当する高度な技能を有する方です。

- ① 実務経験が7年以上ある方(情報技術に係る修士課程を修了している場合は実務経験5年以上で可)
- ② 以下の情報技術関連の資格のいずれかを有する方
 - (1) 国家検定 情報処理技術者試験応用情報技術者試験合格者
 - (2) 国家検定 技能検定ウェブデザイン1級
 - (3) 上記(1)、(2)に相当する資格を有する方
(*ITSSのスキル習熟度レベル3~4に相当)
 - (4) 上記(1)~(3)の資格を有さない場合は、技能五輪全国大会又は若年者ものづくり競技大会のうち、IT マスター対象職種で優秀な成績を収めた方(上位3位まで)
- ③ 技能の継承や後継者の育成に関して意欲を持って活動する意思及び能力がある方
(*ITSSスキル基準：経済産業省が定めている個人のIT関連能力を職種や専門分野ごとに明確化・体系化し、IT人材に求められるスキルやキャリア(職業)を示した指標)

問い合わせ先

かながわ技能振興コーナー
(神奈川県職業能力開発協会)

〒231-0026
横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ6階
TEL: 045-633-5403
FAX: 045-633-5421
E-mail: shien@kan-nokaikyo.or.jp
URL: http://www.kanagawa-ginou.com/